

諮問番号：諮問第 259 号

答申番号：答申第 259 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び法第 77 条の 2 に基づく徴収決定処分（以下「本件処分 2」という。以下本件処分 1 及び本件処分 2 を「本件各処分」と総称する。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）において、本件処分 1 については棄却されるべきであり、本件処分 2 については却下されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

(1) 母が亡くなったのは令和 4 年 11 月である。

実際審査請求人にお金が入ったのは令和 5 年 3 月 10 日である。

眼科歯科約 3 日分くらいの通院で 12 万は高すぎである。1 割負担にしてほしい。

(2) 審査請求人は 19 年間保護生活だった。母の死を知ったのは令和 4 年 12 月だった。

審査請求人にお金が入る権利があることを知ったのは令和 5 年 2 月である。実際は令和 5 年 3 月 10 日入金。すぐ保護課ケースワーカーに連絡した。法的に令和 4 年 11 月分からの保護費の返納を知った。せめて医療費分は 10 割分約 12 万円を 1 割負担にしてほしい。国民皆保険であること、くり下がり保険料は支払って 1 割になったら約 10 万審査請求人に入る。これから自分の責任で生活していく身としては細かな金でも考えて生きていかななくてはいけないと思う。審査請求人が弁護士に令和 5 年 2 月に相談していなかったら 1 円も審査請求人には入っていない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分 1 に違法又は不当な点はない。

よって、本件処分 1 は棄却されるべきである。

また、本件処分2についての審査請求は、処分庁の最上級庁である福岡市長が審査庁となるので、福岡県知事は審査請求をすべき行政庁にはあたらない。

よって、本件処分2に係る審査請求については、不適法であるため、却下すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分1について

(1) 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の6の答の(2)は、相続による資力の発生時期については、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとされている。

令和5年2月14日、福岡市南福祉事務所の職員は、審査請求人から、母が令和4年11月6日に死亡したことを伝えられており、令和5年3月13日に審査請求人は福岡市南福祉事務所に対し、同月10日に母の遺産として1,500万円の入金があった旨をメールで送付している。

また、処分庁は、同月11日を保護の廃止日として、審査請求人の保護を廃止している。

そして、令和4年11月6日から令和5年3月10日までの間に、処分庁が審査請求人に支給した保護費（生活扶助費及び医療扶助費）は567,737円である。

これらのことから、審査請求人は令和4年11月6日から令和5年3月10日までの間、資力があるにも関わらず保護を受けたものであると認められるので、処分庁が審査請求人に支給した保護費567,737円を返還対象額としたことに不合理な点はない。

(2) 返還額の決定について

ア 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、

保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

イ 本件各処分に係る不当受給事件報告書には、「自立更生についての検討」の欄に「当該返還を行ったとしても、世帯の自立を著しく阻害するとは認められない為、自立更生費は不要とする。」と記載されており、処分庁が本件各処分にあたり、自立更生の有無について検討したことが認められる。

また、令和5年2月14日及び同年3月13日、福岡市南福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、保護費の返還が必要であることを説明しており、本件各処分が決定される令和5年4月10日までに、審査請求人は、自立更生費について、福岡市南福祉事務所の職員に申し出る機会があったといえるが、審査請求人から自立更生費について処分庁に相談した事実は認められない。

そうすると、処分庁が審査請求人に支給した567,737円全額の返還を求めると判断したことに合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるとは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、医療扶助費の返還について、10割負担での返還でなく、審査請求人の現在の負担割合である1割の返還とすべきである旨を主張している。

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第9号は、保護を受けている世帯に属する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者としないう旨を定めている。

審査請求人は、保護が開始された平成17年3月30日から保護が廃止された令和5年3月11日までの間において保護を受けていたことから国民健康保険の被保険者にはなり得ず、国民健康保険を利用することはできないので、保険者に医療費の負担を求めることはありえない。そうすると、審査請求人は、現実に医療扶助を受

けた医療費 10 割相当分を利得したというべきである(東京地裁平成 29 年 9 月 21 日判決・判例時報 2396 号 3 頁参照)。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 以上のことから、返還額の決定について、処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、処分庁が本件処分 1 を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

(5) その他、本件処分 1 に違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分 2 について

法第 64 条は、法第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分等についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとするとして定めている。

また、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 4 条本文は、審査請求先について、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするとしており、同条第 4 号は、同条第 1 号から第 3 号に該当しない場合の審査請求先について、当該処分庁等の最上級行政庁であるとしている。

法第 77 条の 2 は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨を定めており、この規定による費用徴収決定処分は、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第 64 条の適用はないと解される。

処分庁は、令和 5 年 4 月 17 日、審査請求人に対し、法第 63 条に基づく返還金の全額を法第 77 条の 2 に基づく徴収金額とする旨決定を行い、同年 4 月 18 日付けで本件処分 2 を行っている。

以上のことから、本件処分 2 についての審査請求は、行政不服審査法第 4 条第 1 項第 4 号に基づき、処分庁の最上級庁である福岡市長が審査庁となるので、福岡県知事は審査請求をすべき行政庁には当たらない。

以上のとおり、本件各審査請求において、本件処分 1 については理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきあり、本件処分 2 については不適法であるため、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定に基づき却下されるべきであ

る。

第4 調査審議の経過

令和6年3月27日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年5月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

また、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（問答集問13-5答(2)）。

本件についてこれをみると、審査請求人は、審査請求人の母が令和4年11月6日に死亡したことに伴い、令和5年3月10日に遺産として1,500万円を受領している。

相続による資力の発生時点は被相続人の死亡時と解されること（問答集問13-6答(2)）、そして、処分庁は、令和4年11月6日から令和5年3月10日までの間、審査請求人に対し、保護費として567,737円を支給していることが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人世帯の自立更生費について検討した結果、当該返還を行ったとしても審査請求人世帯の自立を著しく阻害するとは認められないとして、自立更生費を不要としたことが認められるほか、審査請求人から処分庁に対し、自立更生費について相談した事実も認められない。

よって、支給済の保護費567,737円全額を返還額とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、医療扶助費の返還について、10割負担ではなく1割負担での返還とすべきとして減額を求めているが、国民健康保険法第6条第9号により、保護を受けている世帯に属する者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものとされていることから、審査請求人は、現実に医療費10割相当分の医療扶助を受けていたとい

うべきであり、この点についての審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分1に影響を与える事情もないので、本件処分1に違法又は不当な点は認められず、本件処分1に対する審査請求は理由がないというべきである。

2 本件処分2について

法第64条によると、法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとされている。

しかしながら、本件処分2は、法第77条の2の規定に基づき、処分庁が本件処分1において定めた返還額全額を徴収金額とする旨決定した費用徴収決定処分であり、法第64条に規定する保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、本件処分2は同条の適用対象外となる。

したがって、本件処分2についての審査請求は、行政不服審査法第4条第1項第4号の規定に基づき、処分庁の最上級庁である福岡市長が審査庁となる。

よって、福岡県知事に対してなされた本件処分2についての審査請求は不適法なものであるため、却下されるべきであるとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件各審査請求のうち本件処分1については理由がないので棄却されるべきであり、本件処分2については、不適法であるため、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき却下されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也